

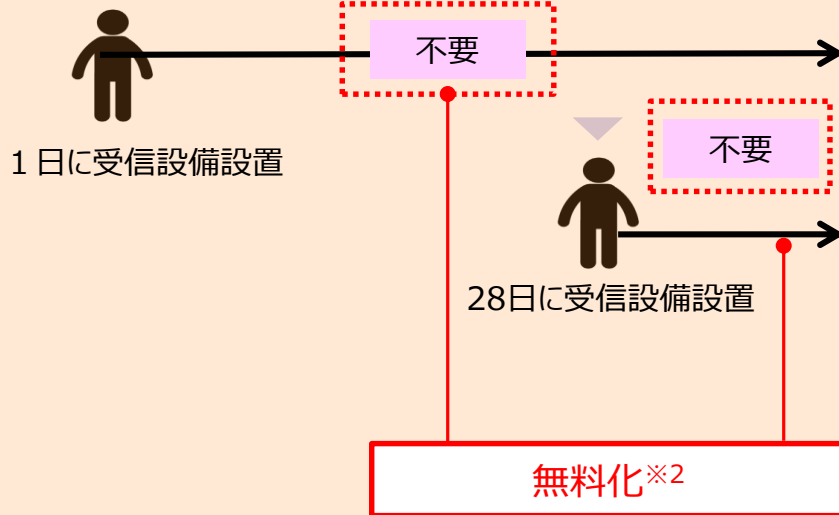
「設置月の無料化」について

新たに受信設備を設置された方の受信料の負担軽減を図るため、**2019年10月以降に受信設備を設置された場合は、設置された月の受信料のお支払いを無料とします。**

※2019年9月以前に受信設備を設置された場合は、この限りではありません。

受信設備の設置月※1

2019年10月以降、受信設備を設置した月は、支払不要



※1：衛星受信設備を含む

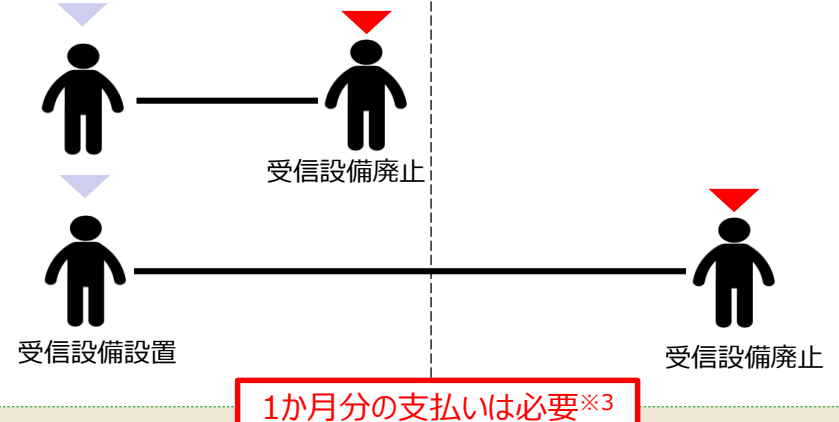
※2：契約種別の変更では、例えば、地上契約から衛星契約への変更があった場合、当該月の受信料は、地上契約の料額とし、衛星契約と地上契約の料額の差額（970円）を無料とします。

<対象外> 設置月またはその翌月に解約した場合

受信設備を設置した月またはその翌月に受信設備の廃止等により解約した場合、1か月分（月額）の支払いは必要

受信設備の設置月※1

設置月の翌月



※3：衛星受信設備を設置した月またはその翌月に衛星受信設備の廃止等により契約種別を変更した場合も同様とします。

※ 詳細は、日本放送協会放送受信規約をご覧ください (http://pid.nhk.or.jp/jushinryo/kiyaku/nhk_jushinkiyaku_191001.pdf)